

## 東京都知事選挙の投票用紙の残置について

### 1 概要

令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の投票用紙3枚が、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙（杉並区選挙区）の開票所で発見されました。

### 2 経過

開票作業で使用する分類機にかけるため、投票用紙を一時的に入れるプラスチック製透明容器いわゆる「いちごパック」の中から都知事選の投票用紙3枚が残置されていることが発覚しました。東京都議会議員選挙の開票作業前であったため、同選挙の選挙長、選挙立会人に説明し、了承のうえ当該投票用紙を選挙会会場から搬出しました。この残置票3票は、昨年開票時に「持ち去り票」と処理していた5票のうちの3票と判断しました。

### 3 東京都選挙管理委員会への報告

東京都知事選挙の投票用紙3票が残置していたことを東京都選挙管理委員会に報告するとともに、今後の対応に関して協議しました。

東京都知事選挙の執行に関しては、杉並区開票区の開票管理者として、各候補の得票数について変更しないものとししました。

なお、これについては、東京都選挙管理委員会も了承しています。

### 4 今後の選挙管理委員会の対応

本件の発生を受け、今回の開票作業から使用した「いちごパック」を分類終了後に開票台に一つ一つ並べ、選挙長、選挙立会人に空であることを確認いただき、片付けることとしました。あわせて、開票作業終了後に、開票作業で使用した器具について残留票などが無いことを作業終了後に再確認するとともに、マニュアルの見直しと徹底を図り、適正な選挙の執行に努めてまいります。

### 5 選挙管理委員会委員長のコメント

区民の皆様には、選挙事務に関する不信の念を抱かせるという事態を招き、大変申し訳ありませんでした。選挙管理委員会事務局職員・選挙事務従事職員に対して、あらためて正確な事務処理の周知徹底を行う等、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

---

#### 【問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局：03-3312-2111 内線3801

総務部広報課：03-3312-2111（代表）